

厚岸町規則第37号

厚岸町ノイヌ駆除奨励規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月1日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町ノイヌ駆除奨励規則の一部を改正する規則

厚岸町ノイヌ駆除奨励規則（平成12年厚岸町規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第2条第3項」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第2条第7項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。